

食品の安全に関する
リスクコミュニケーションのあり方について（案）

平成 27 年〇月〇日

食品安全委員会企画等専門調査会

リスクコミュニケーションのあり方に関するWG

目 次

はじめに

1. リスクコミュニケーションとは
2. これまでのリスクコミュニケーションの取組における課題
3. 食品分野におけるリスク
 - (1) 食品分野におけるリスクを考える際の留意点
 - (2) 食品分野におけるリスク認識の特徴
 - (3) 食品に係る様々な情報への反応
4. 望ましいリスクコミュニケーションのあり方
 - (1) リスクコミュニケーションの目標
 - (2) リスクコミュニケーションの取組体制
 - (3) 個々の活動の目的の明確化と評価
 - (4) 情報提供における留意点
 - (5) 科学的妥当性を欠く情報への対応
 - (6) 科学的な基礎知識の普及
5. 関係者に期待される姿勢
 - (1) リスク評価機関としての食品安全委員会
 - (2) 行政機関
 - (3) 食品関係事業者
 - (4) 消費者
 - (5) 科学者
 - (6) メディア
6. おわりに

参考資料

- 1 「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」の設置
- 2 「リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ」の設置
- 3 勉強会及びワーキンググループの開催実績
- 4 海外の機関が作成しているリスクコミュニケーションに関する文書
- 5 リスクコミュニケーションの事例
- 6 クライシスコミュニケーションについて

はじめに

平成 15 年にリスク評価機関として食品安全委員会が設置されてから 10 年余が経過した。この間、食品安全委員会は 1,800 件を超える食品健康影響評価（リスク評価）を行うとともに、BSE、放射性物質等社会的影響が大きいハザードや食品の安全の基礎的知識に関して、意見交換会、講演会等への講師派遣、季刊誌の発行、メールマガジンの配信等の様々な手段を通じて情報提供を行うなどリスクコミュニケーションの促進に取り組んできた。

リスクコミュニケーションにどのように取り組むべきかについては、国内外の多くの機関が文書を作成している。食品安全委員会では、平成 16 年に「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」、平成 18 年に「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめている。このほか、我が国においてはリスク管理機関である厚生労働省や農林水産省、海外においてはコーデックス委員会（脚注 1）、欧州食品安全機関（EFSA）、米国食品医薬品庁（FDA）などがリスクコミュニケーションのあり方に関する文書や解説書等を作成している（脚注 2）。

我が国の食品の安全に関するリスクコミュニケーションを取り巻く状況をみると、食品安全行政にリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを 3 要素とするリスクアナリシスの考え方が導入されてからまだ 10 年余ということもあって、リスクアナリシスの考え方が適切に理解され定着しているとは言い難い。例えば、双方向の意見・情報の交換を意図して開催した意見交換会が、一方的な説明の場や一部の者の主張の喧伝の場となってしまったという例がみられる。また、後述の食品の特徴も影響して、依然として消費者が科学的に根拠のない情報に振り回されるという状況もみられる。

そこで、食品安全委員会企画等専門調査会は、今後のより適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくため、平成 26 年 12 月にワーキンググループを設置してリスクコミュニケーションのあり方について検討を進めることとした。同ワーキンググループにおける議論を取りまとめたのがこの報告書である。

この報告書が、食品安全委員会はもとより、その他の行政機関や、食品安全に携わる関係者によって幅広く活用されることを期待する。

¹ FAO及びWHOにより設置された国際機関

² 参考資料4 海外の機関が作成したリスクコミュニケーションに関する文書

1. リスクコミュニケーションとは

食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理とともにリスクアナリシスを構成している3つの要素の一つであり、コーデックス委員会は、リスクコミュニケーションを「リスクアナリシスの全過程において、リスクそのもの、リスク関連因子や認知されたリスクなどについて、リスク評価やリスク管理に携わる人、消費者、産業界、学界や他の関係者の間で、情報や意見を交換すること」と定義している。

リスクアナリシスは、科学的根拠に基づく食品の安全性の確保を通じて人の健康を保護することを目的として開発された枠組であり、その中でリスクコミュニケーションは、関係者間の情報や意見の交換を通じて関係者全体でこの目的を達成しようとするものである。ここにはものごとの決定に関係者全体が関わるという民主主義の考え方が反映されており、リスクコミュニケーションは一方的な情報提供や説得ではなく、「対話・共考・協働」である。

リスクコミュニケーションには、行政機関であるリスク評価機関とリスク管理機関との意見・情報の交換も含まれるが、この報告書においては、行政機関と消費者等の関係者との意見・情報の交換及び行政機関から消費者等への情報提供を主たる対象として取りまとめた。なお、リスクアナリシスは健康被害の未然防止を旨とする考え方であることから、問題発生後に実施するクライシスコミュニケーションはこの報告書取りまとめの対象としていない(クライシスコミュニケーションについては参考資料6での紹介に留めた)。

2. これまでのリスクコミュニケーションの取組における課題

リスクコミュニケーションの取組としては、これまで、関係者（国、地方公共団体、食品関係事業者、消費者、科学者、メディア等）間での意見・情報の交換、ホームページ等による情報発信、電話等による問合せへの対応等が実施されてきた。このほか、透明性の確保等の観点から、食品安全委員会を始めリスク評価を行う専門調査会の原則公開での開催や資料の公開、リスク評価に関する意見・情報の募集も実施されてきた。加えて、リスクコミュニケーションの効果的な実施を目指して、意識調査や研究にも取り組んできた。

しかし、我が国の食品の安全に関するリスクコミュニケーションを取り巻く状況をみると、食品安全行政にリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを3要素とするリスクアナリシスの考え方が導入されてからまだ10年余ということもあって、リスクアナリシスの考え方が適切に理解され定着しているとは言い難い。例えば、双方向の意見・情報の交換を意図して開催した意見交換会が、一方的な説明の場や一部の者の主張の喧伝の場となってしまったという例がみられる。また、次項において述べる食品の特徴も影響して、科学的根拠に乏しい情報が氾濫し

やすく、依然として消費者が科学的に根拠のない情報に振り回されるという状況もみられる。

3. 食品分野におけるリスク

(1) 食品分野におけるリスクを考える際の留意点

食品分野におけるリスクを考える際には、以下の点に留意する必要がある。なお、「リスク」という言葉は、例えば金融リスクや事故・災害のリスク等のように使われるが、これらの場合の「リスク」は損失又は損害を意味しているのに対し、食品分野のリスクは損失や危害の生じる可能性又は確率のことを意味していることに注意する必要がある。

- ・ 食品は人の生存に欠かせないものであり、毎日摂取するものである。
- ・ 食品が消費者に届くまでには、原料の生産・輸入、加工、流通等に係る多くの関係者が介在し、その過程が消費者に見えにくくなっている。
- ・ リスクが全くない食品はなく、どのような食品も、取り過ぎは過剰症を、不足は欠乏症を引き起こす可能性がある。すなわち、食品が安全かどうかは量によって決まる。例えばビタミンAは、必須栄養素であるが、過剰に摂取すると脱毛、食欲不振、肝障害などが、不足すると夜盲症、皮膚の乾燥などが起こる可能性がある。
- ・ 食経験のあるものでも、有効成分のみを抽出したものや摂食形態を錠剤等に変更したものについては、摂取量が過剰になる可能性がある。
- ・ 全ての成分やその健康への影響が、科学的に解明されているわけではない。
- ・ 分析技術の進歩や研究の進展に伴って、これまで判らなかった新たなハザード（例えばアクリルアミドなど）が顕在化する場合がある。
- ・ 日本と海外では食生活のパターンが異なり、個々の食品の摂取量は異なることから、海外で人の健康に影響があるとされた食品であっても日本では問題とならない場合や、その逆の場合もある。

(2) 食品のリスク認識の特徴

食品のリスクについては、科学的根拠に基づき合理的に判断すべきであるにもかかわらず、通常、「食品のリスクはゼロであるべき」と考える傾向が強い。

また、人工的に化学合成した食品添加物、農薬等の残留については、市場に流通する前にあらかじめリスク評価が行われ、それに基づくリスク管理が行われているにもかかわらず、リスクを過大に捉える傾向がある。一方、もともと食品中に存在する天然物質（ジャガイモのソラニン等）や生産・流通過程で不可避免的に増殖する微生物やその産生物質（アフラトキシン等のカビ毒等）については、リスクを過小に捉える傾向がある。

さらに、食品安全について科学的知識を持っている者と知識を持っていない者等

との間でリスク認識に大きなギャップがある。

以上のような食品のリスク認識の特徴は、人間の思考には、精緻なプロセスをたどる「分析的システム」と直感と感情が支配する「経験システム」の二つのモードがあることが知られており、日常生活でより優勢なのは後者であることに起因すると考えられる（脚注3）。

（3）食品に係る様々な情報への反応

国民の食品への関心は高いことから、食品のリスクや効果については、新聞、雑誌等の刊行物やいわゆるソーシャルメディアといった多様な媒体によって様々な情報が発信されている。これらの中には、科学的には根拠に乏しいものや偏った情報を基に危険性を煽るものも存在している。健康志向の高まりの中で、消費者は、「〇〇という成分には△△の効果がある」、「〇〇という成分は□□の実験で△△という毒性が認められた」等の情報に対し、競って敏感に反応する傾向が見られる。

4. 望ましいリスクコミュニケーションのあり方

前項までに述べてきたことを踏まえ、この項では、主に食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの望ましいあり方について考察する。

（1）リスクコミュニケーションの目標

リスクコミュニケーションには、主として関係者間の双方向の意見・情報の交換と、情報の提供がある。前者の場合は、関係者の意見をリスク管理措置等へ適切に反映させることを目標としている。後者の場合は、消費者が日常生活の中で行っている食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されることなく、科学的な根拠に基づき合理的に行われるように支援することが目標であると考えられる。

（2）リスクコミュニケーションの取組体制

食品の安全に関するリスクコミュニケーションに取り組む際には、我が国のリスクアナリシス体系を前提に、リスク評価機関である食品安全委員会とリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省、消費者庁等が連携することが重要である。それぞれの組織の責任者がリスクコミュニケーションの重要性を認識し、関係機関の連携を図るべく指導力を発揮すべきである。

また、関係者の意見をリスク管理措置等へ反映させることを目的とする場合には、リスク管理措置等に責任を持った者が参加することが重要である。

加えて、人が日常生活で行っている様々な意思決定では、直感や感情が支配す

³ リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ第3回資料も参考にされたい。

る「経験システム」(脚注3、4)が優勢であることを考慮すれば、リスクコミュニケーションにおける情報の発信者を信頼してもらえたかどうかは、情報の受け手がリスクをどのように受け止めるかに影響を及ぼすことから極めて重要となる。

なお、リスクコミュニケーションに取り組むことで、科学的根拠に基づく食品の安全性の確保を通じて人の健康を保護するというリスクアナリシスの目的が達成されることは、社会全体にとっての利益であり、それにかかるコストは、社会全体で負担すべきである。

(3) 個々の活動の目的の明確化と評価

リスクコミュニケーションに係る個々の活動を実施する際には、その活動が、リスクを知ってもらうためなのか(豚肉の生食など)、関係者の意見を反映させるためなのか(食品安全委員会の自ら評価案件の募集など)、食品安全に関する基礎知識を習得してもらうためなのか(リスクアナリシス講座など)など、何を目的とするのかを明確にすることが必要である。そして、実施後には、設定した目的がどれだけ達成されたかを評価することが必要である。なお、評価にアンケートを利用する場合、活動実施中における参加者の反応が不十分であっても、アンケート集計結果は良好なことがあり、注意が必要である。

(4) 情報の提供における留意点

提供しない情報の存在が明らかとなると不信感が生まれ、難しい言葉を使用すると相手のことを考えていないという印象を与える。したがって、原則として、全ての情報を、情報の受け手に分かりやすく提供することが必要である。

食品の安全性が科学的な評価に基づいて確認されていることを分かりやすく伝えるためには、科学的な専門知識と分かりやすく伝える技術の両方を備えた者が説明することが適切である。その際、厳密な科学性を重視するあまりに、分かりにくい内容となってはならない。

なお、関係者の意見を施策に反映することを意図する意見交換会においては、単なる情報提供の場とせず、様々な立場の者の多様な意見をバランスよく引き出すための工夫をすること(ファシリテーターを置くこと等)も重要である。

社会的に影響が大きく早めの情報提供を要すると考えられるリスク情報については、その時点で得られた情報を整理しタイムリーに提供することが重要である。そのような場合には、ソーシャルメディアの活用も一つの方法である。

また、食品のリスク認識の特徴を踏まえ、食品のリスクを適切に理解できるように伝える方法(他のリスクと比較して示す等)について検討を進めるべきである。さらに、消費者の関心は人それぞれであり、情報へのアクセスの仕方も様々である

⁴ リスク認識に関しては、リスクコミュニケーションのあり方に関する第1回勉強会の山田氏の講演概要「食品安全行政とリスクコミュニケーション」、第2回勉強会の田中氏の講演概要「リスクコミュニケーションの議論を踏まえて」も参考にされたい。

ことから、情報提供の方法は多様化を図るべきである。例えば、食品の安全性は気にはなるものの詳しいことには興味がない者に対して、最小限知っておくべき情報を提供する方や、ITによらない紙媒体での情報提供等が挙げられる。

(5) 科学的妥当性を欠く情報への対応

消費者に不安を与え、科学的な妥当性を欠くいわゆるネガティブ情報に対しては、社会全体で正しい情報を継続的に発信する等の対応が必要である。話題となった情報に対する専門家のコメントを発信する取組も行われている^(脚注 5)が、ごく一部に留まっている。食品安全委員会は、ネガティブ情報の拡散の状況や影響の大きさの分析を行った上で、リスク管理機関とも連携しつつ、科学的根拠に基づく情報発信を戦略的、効率的に進めるべきである。

また、英国の健康保健サービス (National Health Service, NHS) は「健康情報の読み方」として、科学的な研究に基づいているか、第三者がチェックした論文か、ヒトを対象とした研究か、何人の研究者の研究か、比較対照群はあるか、情報のタイトルは研究内容を表しているか、資金の提供者は誰かなどの点に留意すべきとしている。このような例を参考に、食品の安全性に関する情報が正しいのかどうかを判断する際のポイントを周知することも有益である。

(6) 科学的な基礎知識の普及

食品安全は全ての国民にとって重要であることから、学校教育が持つ役割は大きい。食品安全は、学校教育の中では、家庭科などの科目の中で触れられるようになってきているものの、食品安全を体系的に教えることのできる人材や教材が十分とは言えない。米国食品医薬品局 (FDA) は、教員を対象とした1週間の食品安全に関する研修を実施しており、我が国においても、例えば夏季の期間を利用して教員を対象とした研修を行うなど、学校教育において適切に知識の普及が行われるよう、教員の研修の実施や教材の開発取組を検討すべきである。

さらに、科学と技術は日々進展していることから、学校教育終了後の社会人を対象とした食品安全教育の機会を設けることも重要である。

5. 関係者に期待される姿勢

前項では、主に食品安全委員会が実施するリスクコミュニケーションのあり方について述べたが、リスクコミュニケーションの目標を達成するためには、食品安全委員会の取組だけではなく、リスクコミュニケーションに参加する関係者の協力も必要である。以下、食品安全委員会も含め、関係者ごとに期待される取組姿勢について触れる。

⁵ 例えば一般社団法人サイエンスメディアセンターでは、食品分野に限らず情報を発信している。

(1) リスク評価機関としての食品安全委員会

科学的知見に基づいてリスク評価を行っている食品安全委員会には、リスク評価の内容について、分かりやすく説明することが求められている。

そして、食品安全に関する幅広い科学的知見の蓄積があることから、消費者が食品安全に関して合理的な選択を行えるよう、食品の安全に関する基礎的な知識の普及を様々な媒体と機会を通じて行うことが求められている。

さらに、中立、公正な立場でリスク評価に取り組んでいる食品安全委員会が、信頼できる情報の入手先として国民から信頼されることが重要である。

(2) 行政機関

食品安全行政には、食品安全委員会のほか、厚生労働省、農林水産省、消費者庁、環境省、地方公共団体などの多くの組織が携わっている。加えて、食品安全分野の教育を含む教育行政全般を担っている文部科学省なども関係している。これらの関係省庁が、食品のリスクについて科学的根拠に基づく共通認識を持ち、ブレのない情報を発信するように連携を強化することが重要である。また、テーマによっては、それぞれの省庁や地方公共団体が独自に説明会等を開催するよりも、関連ある組織と一緒に説明する方が理解は進みやすい。

なお、食品安全委員会がリスク管理機関と連携して説明会等を実施する場合には、リスク管理機関から想定されるリスク管理措置の内容やそのコストについて説明されることにより、一層理解が深まる。

(3) 食品関係事業者

食品に関わる事業者は、日頃の情報発信や消費者との意見交換を通じて、消費者の信頼を得ることが重要である。経団連等では企業倫理の徹底を図るため、企業のコンプライアンス体制の強化を推進しているが、コンプライアンスには法令遵守のみならず、社会の信頼と共感を得るための活動も広く含まれる。このような観点から、食品のリスクについて消費者が誤った認識をするような情報を提供することは、社会全体に不利益をもたらすことを認識し、良識ある行動を取ることが望まれる。なお、食品に関する事故が起きた場合においても、このような日頃の信頼が大きな役割を果たす。

(4) 消費者

様々なメディアで発信される食品に関する情報には、科学的な妥当性を欠く情報が多い。消費者は情報をそのまま受け入れるのではなく、多くの人が研究しているか、第三者がチェックしているかなどを調べるなど、その情報が正しいかどうかを自身で判断する姿勢が求められる。その際、どのような食品にもリスクがあり、健康に影響があるかどうかは「量」の問題であるという基本的な理解の下、様々な機会を通じて食品安全に関する基礎的な知識を身に付け、合理的に判断することが求

められている。

(5) 科学者

食品のリスク評価には、毒性学、微生物学、体内吸収・代謝、疫学、食品加工等の様々な専門分野の科学者が関与している。このような分野の科学者には、その専門知識を分かりやすく説明すること求められている。また、科学的な妥当性を欠く情報が発信された場合、消費者が適切な科学的根拠に基づき意思決定できるように、専門家としての意見を積極的に表明することが求められている。このような専門家の中には、いわゆるレギュラトリーサイエンス分野の研究者が多いと考えられるが、これらの研究者の評価に当たっては、著名科学雑誌への掲載論文数だけでなく、研究者の社会への貢献も適切に考慮される必要である。

(6) メディア

食品安全の問題は消費者の関心が高いことから、各メディアが取り上げる機会が多い。メディアが提供する情報は、分かりやすく、消費者にそのまま受け入れられることが多い。メディア関係者は、リスクコミュニケーションが国民の健康保護という目標の達成に重要な役割を担うことを理解し、日頃から食品の安全性に係る科学的な知識を得るよう努めることが望まれる。その上で、伝える情報は科学的に妥当なのか、リスクの大きさはどれくらいなのか、それは国民の日常の食生活にとってどのような意味を持つのかを検証した上で、国民が理解できるように分かりやすく伝えることが望まれる。

6. おわりに

これまで、リスクコミュニケーションの課題と今後の望ましいあり方について、食品安全委員会のあり方に主眼を置きつつ、関係者のあり方も含めて論じてきた。

科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品のリスク評価を行っている食品安全委員会においては、リスク評価の結果をわかりやすく国民に伝えるリスクコミュニケーションの担い手としての取組が重要である。また、様々な情報が発信されている中で、個人が行っている食品安全に関する意思決定を支援するために、正確で科学的な情報を届けるとともに、広く関係者の意見を汲み取ることが求められている。

これらの取組は、国民から信頼を得られるように行うことが必要である。ここまでに述べてきたように、個々のリスクコミュニケーション活動に目的を設定し評価を行って、絶えず改善を図り、また関係者と連携することにより、より良いリスクコミュニケーションに努めていくことが重要である。

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会の設置について

(平成26年5月13日食品安全委員会決定)

1 趣旨

平成15年に成立した食品安全基本法において、食品安全行政に国民の健康保護を優先するリスクアナリシス（リスク分析）の考え方が導入された。

リスクコミュニケーションは、同法第13条における「関係者相互間の情報及び意見の交換を図るための措置」として、リスク評価、リスク管理とともに、リスクアナリシス（リスク分析）を構成する重要な要素のひとつである。

食品安全委員会においては、これまで、食品健康影響評価の結果に関する意見交換会、講演会等への講師派遣、季刊誌の発行、メールマガジンの配信等の様々な手段によってリスクコミュニケーションの促進に取り組んできたところである。

しかしながら、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの意義、目的、目的を達成するために必要な方法等は必ずしも確立されておらず、食品安全委員会の新たな10年に向けて、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションを推進していくためには、今一度、基本に立ち返り、リスクコミュニケーションのあり方を検討することが必要である。

このため、今般、食品安全委員会の下に、「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) 勉強会は、委員長の指名する者（別紙。以下「勉強会メンバー」という。）により構成する。
- (2) 勉強会に座長を置き、勉強会メンバーの互選により選任する。
- (3) 座長は勉強会の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、勉強会に属する勉強会メンバーのうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、勉強会の会議に勉強会メンバー以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) 勉強会の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) 勉強会の検討の結果は、食品安全委員会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、勉強会の運営に関し必要な事項は、座長が勉強会に諮って定める。

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会メンバー

- 有路昌彦 近畿大学農学部水産学科准教授
- 鬼武一夫 日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部部长
- 金川智恵 追手門学院大学経営学部教授
- 小出 薫 株式会社明治特別顧問
- 河野康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
- 高橋久仁子 群馬大学名誉教授（教育学部）
- 夏目智子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
- 細野ひろみ 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
- 堀口逸子 長崎大学広報戦略本部准教授
- 松永和紀 科学ライター

(敬称略)

リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループの 設置について（平成 26 年 12 月 8 日企画等専門調査会決定）

1 趣旨

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理とともに、リスクアナリシス（リスク分析）を構成する重要な要素のひとつであり、食品安全基本法においても「関係者相互間の情報及び意見の交換を図るための措置」として規定されている（第 13 条）。

食品安全委員会においては、平成 26 年 5 月以降、食品安全委員会の下に「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を設置し、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションのあり方について議論を進めてきたところである。今後、議論の結果を報告書として取りまとめることとなるが、その内容を食品安全委員会の運営に適切に反映させる観点から、報告書については、企画等専門調査会で作成及び取りまとめを行うことが適切である。

このため、報告書の作成を効率的に進める観点から、企画等専門調査会の下に、リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) WG は、企画等専門調査会の座長の指名する者（別紙）により構成する。
- (2) WG に座長を置き、企画等専門調査会の座長が指名する専門委員をもってこれに充てる。
- (3) WG の座長は WG の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) WG の座長に事故があるときは、WG に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WG の座長が必要と認めた場合には、WG の会議に WG に属する専門委員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WG の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) WG の調査審議の結果は、企画等専門調査会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、座長が WG に諮って定める。

(参考)

「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」について

(1) 開催経緯

- 平成 26 年 5 月 23 日 第 1 回会合
座長の選出、これまでの企画等専門調査会での意見、講義「食品安全行政とリスクコミュニケーション」、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績
- 平成 26 年 6 月 26 日 第 2 回会合
「リスクコミュニケーションの取組方策について」（科学技術・学術審議会報告書）についての説明
- 平成 26 年 8 月 1 日 第 3 回会合
第 11 回企画等専門調査会における意見紹介、勉強会メンバーによる発表、意見交換
- 平成 26 年 9 月 24 日 第 4 回会合
勉強会メンバーによる発表、意見交換
- 平成 26 年 10 月 17 日 第 5 回会合
意見交換

(2) 主な論点

- リスクコミュニケーションの現状認識
- リスクアナリシスにおけるリスクコミュニケーションの位置付け
- リスクコミュニケーションの目標・評価
- リスクコミュニケーションのコスト
- ステークホルダーの役割
- 安全教育、リスク教育
- リスクコミュニケーションの担い手
- クライシスコミュニケーション

(別紙)

リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ名簿

(50音順、敬称略)

○ 専門委員

有路昌彦 近畿大学農学部水産学科准教授

鬼武一夫 日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進
部部長

小出 薫 株式会社明治顧問

河野康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

夏目智子 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

(座長) 堀口逸子 長崎大学広報戦略本部准教授

○ 専門参考人

金川智恵 追手門学院大学経営学部教授

高橋久仁子 群馬大学名誉教授 (教育学部)

細野ひろみ 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授

松永和紀 科学ライター

リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会及びワーキンググループの
開催実績及び議題

○リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会

第1回 平成26年5月23日

- ・座長の選出
- ・これまでの企画等専門調査会での意見
- ・講義「食品安全行政とリスクコミュニケーション」(山田友紀子氏)
- ・食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組実績

第2回 平成26年6月26日

- ・リスクコミュニケーションの取組方策について(科学技術・学術審議会
報告書)についての説明

第3回 平成26年8月1日

- ・第11回企画等専門調査会における意見紹介
- ・勉強会メンバーによる発表

第4回 平成26年9月24日

- ・勉強会メンバーによる発表

第5回 平成26年10月17日

- ・意見交換

第6回 平成26年12月15日

- ・リスクコミュニケーションのあり方に関する取りまとめ骨子案について

○リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループ

第1回 平成27年1月28日

- ・ワーキンググループの設置について
- ・食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する取りまとめ
案について

第2回 平成27年3月6日

- ・食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書案に
ついて

第3回 平成27年4月22日

- ・食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書案に
ついて

海外の機関が作成したリスクコミュニケーションに関する文書

	題 名	内 容
欧州食品安全機構 (EFSA, 2015, 2月)	When food is cooking up a storm 食品が嵐を巻き起こしている時	優れたコミュニケーションの原則（開放性、透明性、独立性、タイミング）、コミュニケーションの水準・種類に影響する要素（ハザードの特性、ばく露水準、制御可能か、）、ツールとチャネル（メディア、ウェブ、印刷物、）、経験から学ぶこと（事例集）
米国食品医薬品局 (FDA, 2009 秋)	FDA's Strategic Plan for Risk Communication リスクコミュニケーション戦略計画	効果的なリスクコミュニケーションを支援する科学の強化、効果的なリスクコミュニケーションの作成、普及及び監視のための FDA の能力向上、リスク、ベネフィットのコミュニケーションに関する FDA 政策の最適化
米国環境保護庁 (EPA)	Risk Communication リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーションのヒント 信用を得て信頼を確立、戦略の作成、外部の専門家の活用、情報が多すぎても少なすぎても問題となる、透明性、正直に・過去の問題と誤りを認める、忍耐強く優しく、電話とメールの回答は 24 時間以内、
世界農業機関/ 世界保健機構 (WHO/FAO、2006)	Food safety risk analysis 食品安全リスクアナリシス	4. リスクコミュニケーション コミュニケーションの目標（目標の設定、リスクコミュニケーションは教育でも広報でもない、安全と伝えることは必ずしも安心に繋がらない）、戦略（ある関係者が懸念するリスク関連の問題を特定、公開性・透明性・柔軟性の確保）、関係者の特定、コミュニケーションの方法（会合の持ち方）とメディア
オーストラリア・ニュージーランド 食品基準機関 (FSANZ)	Risk Analysis in Food Regulation 食品規制におけるリスクアナリシス	7 食品関連の健康リスクの意思伝達 リスクコミュニケーション、戦略（低リスク低認識：受け身、低リスク高認識：迅速対応、高リスク低認識：教育的、高リスク高認識：積極的）
カナダ健康省 (2006)	A framework for Strategic Risk Communication 戦略的なリスクコミュニケーションの枠組み	戦略的なリスクコミュニケーションの原則 戦略はリスク管理の各段階でのリスクコミュニケーションを含む、関係者が重要、社会及び自然科学に基づいた決定、透明性、評価による継続的な改善

リスクコミュニケーションの事例
 (ワーキンググループメンバー提出資料より)

テーマ	形式	内容
食品添加物	パンフレット作成 出張講座・意見交換会	消費者の行動原理をインターネットアンケートで分析した上で、添加物の役割についてベネフィットコミュニケーションを行った。
食品安全セミナー	セミナー等	放射性物質、BSE 対策タイムリーなテーマについて、専門家による講演とグループでスカッションを実施。
食品の機能性表示制度	意見交換会	有識者を招いて学習会を実施。
輸入食品の安全性確保	講演会、パネルディスカッション、意見交換	行政、食品関係事業者、消費者による講演とパネルディスカッション、参加者との意見交換を実施。
食と健康	講演、意見交換	福島県の農林水産物の安全・安心に向けた取組等についての情報提供と意見交換を実施。
保存料	ウェブサイト、説明資料の作成	保存料についての情報提供が消費者行動に与える影響等を調査。自治体の消費生活講座、保健所主催のリスクコミュニケーション、消費者サークルの勉強会等を実施。
消費者段階における品質保証の仕組み	資料作成、学習講演会、	意見交換しながら「セルフチェックシート」を作成
食育を科学的に考える	セミナー	パネリストの講演後に質疑応答。対象は栄養教諭、家庭科教諭。
アレルギー表示検討会	検討会、資料作成	患者向け、事業者向けのリーフレット作成。企業向け勉強会の実施。
サイエンスカフェ	意見交換	放射性物質、食中毒、アレルギー、食品添加物をテーマに開催。

詳細は、第1回、第2回ワーキンググループの会議資料詳細をご覧ください。

クライシスコミュニケーションについて

リスクコミュニケーションは、問題が生じないようにリスクを管理するためのものであり、健康影響は現れていない（又は現れる可能性は低い）が、リスクについて正しく理解されていない（リスクが社会に受け入れられていない）ことにより起こる社会的混乱への対応も、リスクコミュニケーションの一環として整理できる。

クライシスコミュニケーションは、何らかの非常事態（事故・事件）が起こり、健康影響が現れている、若しくは、現れる可能性が高い場合に行うコミュニケーション活動である。共に考えるのではなく、適切なリーダーシップが求められる。（脚注 1）

両者には、情報の発信者への信頼が重要、全ての情報の提供が原則、科学的な内容をわかりやすく説明するなどの共通性がある。農薬の混入など消費者に不安をもたらす事件が最近でも起こっており、クライシスコミュニケーションによって対応することが必要である。

¹ FAO/WHO: Food and Nutrition Paper 70 の第5章「STRATEGIES FOR EFFECTIVE RISK COMMUNICATION」の中の「Strategies for risk communication during a food safety crisis」が参考となる。